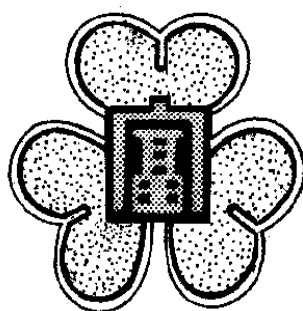


令和8年度（2026年度）

# 富田中学校 スクールライフ



四日市市立富田中学校

〒510-8011 三重県四日市市東茂福町4番19号

TEL 059-365-4118/361-0100

URL <http://www.yokkaichi.ed.jp/tomichu/>

年 組 名前	
--------	--

「スクールライフ」は学校生活や校外生活についての規則などをまとめたものです

## 目次

1. 校訓・めざす生徒の姿	p. 1
2. 教育目標・日課表・教育課程	p. 2～3
3. 学校生活のきまり	p. 4～6
4. 生徒心得	p. 7
5. 校外生活について	p. 8～9
6. 部活動について	p. 10
7. 生徒会について	p. 11
8. 通学について	p. 12～13
9. 警報等の発表・解除された場合の登校について	p. 14～18
10. 欠席・出席停止・忌引きについて	p. 19
11. 物品の取扱先について	p. 20

### 四日市市立富田中学校校歌

作詞 武島 羽衣

作曲 伊藤 亘行

1. 青松白砂つらなりて  
眺望まれなる伊勢湾の  
勝地を占めし学校に  
通ふ我等は幸多し
2. 雄姿横たふ鈴鹿山  
常に無言の師と仰ぎ  
高き雄々しき心もて  
人たる道を踏みゆかむ
3. 夕風清き富田浜  
寄せて返りて撓みなき  
浪のすがたを鑑とし  
学びの業にいそしまむ
4. あ、大鵬の空翔ける  
翅の如く身を鍛へ  
目指すは正義又文化  
我等の意気は天を衝く

## 教育目標・校訓・めざす生徒の姿

令和7年度 富田中学校 学校づくりビジョン

### 教育目標「確かに生きる」

#### ◇「学校づくりの三つの決意」

##### 1 授業を大切にする学校

生徒が主体的・対話的に学び、問題解決能力を高める授業を展開します。

##### 2 一人一人を大切にする学校

人を思いやる心を培い、共に生きる力を育みます。

##### 3 保護者や地域と協働し高め合う学校

互いに連携を深め、協働し高め合い、学校づくり・まちづくりを推進します。

#### 【富田中学校校訓】

# 友愛

#### 「友愛」教育の深化

#### 「とも」を愛する生徒

「友」を愛する生徒

友人と仲良く

「共」を愛する生徒

規範を守って共に生きる

「知」を愛する生徒

知的好奇心を育てる



## 令和8年度 富田中学校日課別一覧

表 記		A6	B6	5	4	3	T6	T5	T3	
職員打ち合わせ							8:20 8:28			
朝読書 (3年学習)	10分						8:30 8:40			
短学活	5分						8:40 8:45			
1 限	50分T45分	8:50 9:40					8:50 9:35			
2 限	50分T45分	9:50 10:40					9:45 10:30			
3 限	50分T45分	10:50 11:40					10:40 11:25			
4 限	50分T45分	11:50 12:40					11:35 12:20			
富中タイム (T日課時)	10分						12:25 12:35			
給食	<u>35分</u>	12:40 13:15					12:40 13:15			
昼休み	15分	13:15 13:30					13:15 13:30			
5 限	50分T45分	13:30 14:20					13:30 14:15			
6 限	50分T45分	14:30 15:20	14:30 15:20				14:25 15:10			
清掃	10分		15:25 15:35				15:15 15:25	14:20 14:30		
富中タイム	10分	15:25 15:35		14:25 14:35						
帰りの会	5分	15:35 15:40	15:40 15:45	14:35 14:40	13:25 13:30	11:45 11:50	15:30 15:35	14:35 14:40	11:30 11:35	
放課時刻		15:40 (掃15:55)	15:45	14:40 (掃14:55)	13:30	11:50	15:35	14:40	11:35	

### 部活動終了時刻及び完全下校時刻

	4月～8月	9月～3月
部活終了	17:00	16:30
完全下校	17:15	16:45

※9月は文化部に限り17:00まで延長できる。

### 電話対応時間

	4月～7月	9月～3月
月、火、木、金	7:45～18:00	7:45～17:30
水	7:45～17:30	
長期休業中	8:20～16:50	

## 令和8年度の主な行事予定

4月	入学式、対面式 発育測定、家庭訪問	10月	体育祭、文化祭 中体連三泗地区駅伝大会
5月	家庭訪問、修学旅行、自然教室	11月	職場体験学習、期末テスト 子ども人権フォーラム、防災まなぶDAY
6月	期末テスト、中体連地区予選大会	12月	校内人権学習発表会、三者懇談会 終業式（冬季休業）
7月	中体連地区予選大会、三者懇談会 終業式（夏季休業）	1月	始業式、実力テスト、卒業テスト
8月		2月	学年末テスト
9月	始業式 実力（確認）テスト、中間テスト	3月	卒業式、修了式

※ 変更・中止になることもあります。

## 令和8年度 富田中学校 教育課程

### 1年

(時間)

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	道徳	総合	学活	計
標準	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1015
週あたり	4	3	4	3	1.5	1.5	3	2	4	1	1	1	29
計	140	105	140	105	52.5	52.5	105	70	140	35	35	35	1015

※ 技術家庭は、前期・後期制とし、2時間連続の授業を週に一度行う。

※ 1週間に1時間、音楽・美術は隔週で授業を行う。

※ 総合的な学習の不足時間15時間は、行事等の取組で補う。

### 2年

(時間)

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	道徳	総合	学活	計
標準	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015
週あたり	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	2	1	29
計	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015

※ 技術家庭は、前期・後期制とし、2時間連続の授業を週に一度行う。

### 3年

(時間)

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	道徳	総合	学活	計
標準	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015
週あたり	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	2	1	29
計	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015

※ 1週間に1時間、技術・家庭は隔週で行う。

## 学校生活のきまり

このきまりは、安心安全な学びの場をつくるために定められたきまりです。令和5年度に、生徒会本部役員を中心に全校で意見集約、見直しを行いました。(太字)

### 1 登下校について

#### ◇登校

- ・始業時刻（8時30分）の5分前に間に合うように余裕を持って登校する。
- ・外出する場合は、必ず教師の許可を得る。

#### ◇下校

- ・下校時刻については、以下の時間を守り、速やかに帰宅する。

	4～8月	9月～3月
部活終了	17:00	16:30
完全下校	17:15	16:45

※ 状況によって早く終了する場合がある

#### ◇欠席等の連絡

- ・欠席、遅刻、早退する場合は、保護者が8時20分までにHome&Schoolで学校へ連絡する。  
※出席停止や忌引き等については（14ページ）に記載。

### 2 通学について

- ・登下校は原則として徒歩通学とする。自転車通学は、学校が認めた地域の生徒に限る。  
※詳細は、「通学について」（10、11ページ）に記載。
- ・遅刻した際は、職員室に寄り、登校したことを教師に告げてから教室へ行く。

### 3 教室の管理について

- ・8時以降、学級で最初に登校した生徒は、職員室で自分の教室のカギをとり、開ける。
- ・放課後は、生活委員が自分の教室のカギを担当や学年の教師が立会いのもと閉め、職員室の所定の場所にカギを戻す。同時に、生活委員は各フロアの戸締り点検を行う。
- ・カギを持ち出す場合には、職員室の教師に用件を伝えてから持ち出す。
- ・自分のクラス以外の教室には入らない。  
※休日及び長期休業中は基本的に教室へは入れない。

### 4 服装について

#### ◇制服

- ・富田中学校指定の制服か、四日市市中学校共用標準制服とする。
- ・冬服から夏服、夏服から冬服への衣替えは個人の判断で行う。気候に応じた服装を心がける。
- ・スカート丈は、膝がかくれる程度とする。

#### ◎冬服

- ・規定の学生服およびセーラー服・スラックス。  
⇒制服の下に着る服は無地のものとする。  
<例：体操服（半袖・長袖）、トレーナーやセーター（黒、紺、ベージュ、白、灰色でワンポイントまでとする）>
- ・詰襟学生服は、ボタン・カラーをはずして着てはいけない。  
⇒ラウンドカラータイプ（カラーの取り外しができないタイプ）の制服も可とする。
- ・スカーフは正しく結ぶこと。短くしたりすることは認めない。

## ◎夏服

- ・白の開襟シャツ、カッターシャツ、ブラウスと学生ズボンおよび夏スカート、夏スラックス。  
⇒シャツの下に着る服は無地のものとする。
- ＜ 半袖体操服、肌着、Tシャツ（黒、紺、ベージュ、白、灰色でワンポイントまで） ＞  
⇒部活Tシャツは禁止とする。

## ◇名札

- ・規定の名札を登校後、左胸につける。帰りの会後は、各学級で名札を保管する。

## ◇体操服

- ・学校指定の体操服を着用する。
- ・半袖体操服・部活Tシャツなどで活動する場合、安全のため、次の場面はハーフパンツの中にシャツを入れる。  
＜ 体育の授業等、教師の指示があったときや部活動顧問の指示があったとき ＞
- ・半袖体操服の下に、アンダーシャツを着用して活動しても良い。アンダーシャツは無地で、黒、紺、ベージュ、白、灰色でワンポイントまでとする。

## ◇ベルト

- ・黒・紺・茶色の無地のものを着用する。

## ◇くつ

- ・運動（体育の授業）に適したくつとする。
- ・雨天時等の登下校は、状況に応じたくつとする。

## ◇くつ下

- ・色や模様などの指定はしないが、地味で目立たないものが好ましい。
- ・式やテスト、文化祭は黒、紺、ベージュ、白、灰色の無地、またはワンポイントまでのものとする。

## ◇熱中症対策

- 6月1日から10月中旬の期間で次の熱中症対策を行って良い。※期間は調整する場合もある。
- ・校内活動中、学校指定体操服（半袖、ハーフパンツ）の着用を認める。  
（登下校は通年で体操服の着用可・部活動時はワンポイントTシャツ可）
- ・教室内で冷房や扇風機の風が直接当たり、寒く感じる時はトレーナーを着用しても良い。
- ・ネッククーラーの使用を以下の場面で認める。ただし、電動でないものを使用すること。  
＜ 登下校中 冷房のかからない教室（教師の許可を得る） 部活動の休憩時間 ＞
- ・年間を通してスポーツドリンクの持参を認める。ただし、炭酸や果汁入りのスポーツドリンクは不可とする。

## ◇防寒

- ・規定のウィンドブレーカーの他に、手袋、マフラー、ネックウォーマー、イヤーマフを防寒目的で登下校中に着用してもよい。

## ◎ウィンドブレーカーに関して

- ・登下校時の着用については、年間通して認める。
- ・集会、行事などでは状況に応じて、着用を認める。
- ・教室間移動時は、原則11月から3月までのみ着用を認める。
- ・教室内でひざかけとして使用することも上記の期間のみ認める。
- ・教室内では、ウィンドブレーカーを着用しない。ただし、上記の期間のみ、清掃中は換気等が必要であるため着用を認める。

※上半身が詰襟学生服、またはセーラーで、下半身がウィンドブレーカーは認めない。体操服の場合は、下のみウィンドブレーカーも認める。

◎その他の防寒具に関して

- ・ ストッキング、タイツ、スパッツ、レギンス等は無地で、黒か紺、ベージュとする。防寒具としてふさわしい丈とする。

「無地」とは、全体が同じ色で模様のないものを指す。

## 5 頭髪等について

- ・ 学校生活に適した髪型とする。
  - ⇒染色及びアクセサリ（エクステを含む）等、不必要な飾りは禁止とする。
  - ⇒整髪料は、無香料が目立たないものとする。身だしなみを整えることを目的とする。学校へは持ちこまない。
  - ⇒髪が肩を超えるほど長い生徒は、教師の指示のある場合束ねる。髪を束ねるゴムやピンは黒・紺・茶とする。
    - ＜例：理科の実験、技術家庭の実習、体育、美術、書道＞
  - ⇒奇抜な髪型（モヒカン、アシンメトリ等）は禁止とする。
- ・ 化粧及びアイプチ、ピアス等の装飾品は、禁止とする。

## 6 持ち物等について

◇カバン

- ・ 安全で機能的なもの（肩に負担のかからないもの・自転車で通学する際に安全なもの・チャックなどでしめられるもの）とする。
  - ⇒キーホルダー等を付けるのは、1、2個程度までとする。（キーホルダー式の時計の持参を認める。高価なものは着用せず、各自で責任をもって管理する）

◇教科書及び教材

- ・ 教科書やノート、補助教材等は、各自の判断で学校に置いていって良いこととする。ただし、家庭での学習に必要なものを持ち帰り、各自で責任を持って管理する。

◇その他

- ・ スマートフォン、携帯電話、ゲーム、マンガなど、学校生活に不必要なものは持ってこない。
  - ⇒持っていた場合には教師が学校で預かる。（保護者と共に取りに来る。）
- ・ 腕時計は登下校中のみ着用可とする。学校に着いたら、各自責任をもって保管すること。（スマートウォッチ、キャラクター描かれている腕時計は不可とする。）

## 7 特別な配慮が必要な場合

- ・ 病気やケガ、アレルギー等で、特別な配慮が必要な場合は、保護者から担任に申し出ること。
  - ＜ 例：エレベーターの使用や服装、部活動 等 ＞

## 生徒心得

- ① あいさつや、場に応じた言葉遣いをする。お互いに礼儀正しく接する。
- ② 休憩時間は、トイレや教室移動の時間として利用する以外は、次の授業の準備を行う。
- ③ 学校生活では、常に2分前行動を意識すること。授業開始のチャイムが鳴ったときには、準備・移動を終えて着席する。
- ④ 昼食は、自分の席で食べる。また、片づけ以外は、終了のチャイムまで席を離れない。
- ⑤ 昼休みは、グラウンドでの運動（体育館は不可）、係の仕事、読書等に有意義に使う。
- ⑥ 清掃活動は、仲間と協力して積極的に行う。終了時刻まで担当場所を離れない。
- ⑦ 帰り学活終了後は、速やかに教室から出て、部活動等に参加するか下校する。
- ⑧ 廊下・教室の窓等の戸締まりは、各学級で責任を持って行う。
- ⑨ 放課後の教室の利用は、必ず担当教師の許可を得る。戸締まりは、使用した生徒で責任を持って行い、担当教師に確認をお願いする。
- ⑩ 所持品には、名前を書き、決められた場所に整頓して置き、自己管理する。
- ⑪ 公衆電話は急を要する場合のみに使用する。
- ⑫ 保健室は、けが、体調不良の場合に利用する。（1時間保健室で休養しても治らなければ、教師が家庭に連絡した後、帰宅する）
- ⑬ 職員室には教室等のカギを借りる時以外は入室しない。カギを借りる際は、廊下にかばんを置く。
- ⑭ 一度下校してから再登校する時や、休日などに登校する時は、制服や体操服、部活動の服装を着用する。
- ⑮ 教科書等、私物の貸し借りはしないこと。また、保健室で体操服等の貸し出しは原則として行わない。
- ⑯ 早い時間帯に下校となった日や「自宅学習」と指示された日等は、15:30まで自宅から出ず、家庭で学習する。

## 三泗地区小中学校児童・生徒の生徒指導に関する申し合わせ事項

三泗地区小中学校児童生徒の生徒指導に関する申し合わせ事項検討委員会

**1 インターネットに関する事項**

- (1) 児童生徒の使用するスマートフォン、携帯電話、携帯ゲーム機、パソコン等について、各家庭で使い方のルールをつくり、保護者が責任をもって守らせる。（\*1）
- (2) 保護者は、児童生徒の使用する端末にフィルタリング機能を設定するよう義務付けられている。（\*2）
- (3) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用する場合は、マナーやエチケットを守らせ、次のことに留意する。
  - 個人情報等（名前、住所、生年月日、学校名、電話番号、メールアドレス、ユーザーIDやパスワード、QRコード、位置情報付写真、顔写真等）を公開しない。
  - 他人を誹謗したり中傷したりするような発信をしない。
  - 著作権や肖像権に注意する。
  - SNSで知り合った人を簡単に信用しない。
  - 裸体等の画像を要求されても絶対に送らない。（\*3）
  - 被害に遭ったりトラブルが起こったりした場合は、保護者や学校の先生、警察等に相談する。

**2 外出に関する事項****外出の際は、「いつ」「どこへ」「誰と」「何時に帰るか」を保護者に伝えることを徹底する。**

- (1) 飲食店、映画、ボウリング場、催し物
  - 入場(店)は、責任者の同伴が望ましい。昼間であれば、保護者の許可を得ればよい。（\*1）
  - ただし、夜間（日没後）または、夜間に及ぶ時は、責任者同伴とする。
- (2) ゲームセンター（大型店舗に併設のゲームコーナーを含む）
  - 入場は、責任者の同伴が望ましい。（小学生の入場は、責任者同伴とする）
  - 午後6時から午後10時までは、**保護者同伴**でなければ入場することができない。（\*4）
- (3) カラオケボックス、マンガ喫茶、インターネットカフェ 等
  - 入場は、責任者同伴とする。（\*4）
- (4) 夜間外出・深夜徘徊
  - 深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）の外出は、三重県青少年健全育成条例（以下、『県条例』という）により制限されている。（\*4）
- (5) スケートボード等
  - 道路、駐車場など、危険な場所及び禁止区域内での使用を禁止する。
- (6) 遊泳
  - 児童生徒だけの河川及び海岸や池での遊泳を禁止する。
- (7) その他
  - 火遊び、並びに爆発性花火の使用を禁止する。
  - ゲームソフト・カード等を売る場合は、保護者同伴とする。なお、インターネットを利用する場合は保護者が代行する。
  - 魚釣りは、保護者の許可を得る。ただし、夜間または早朝の場合は責任者同伴とする。魚釣禁止の立て札のある所では禁止する。
  - 刃物所持等は不良行為少年として補導される。（\*5）
  - 思わぬ事故や怪我につながる恐れがあるため、歩きスマホはしない。

◇ 次の行為は法令等で禁止されている。

- 薬物乱用(覚醒剤取締法・大麻取締法 等)
- 喫煙・飲酒(二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律・二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律)
- オートバイや自動車の運転(道路交通法)
- 自転車の2人乗り・無灯火・傘さし運転・音楽を聴きながらの運転等(道路交通法)
  - ・ 自転車が道路の路側帯を走る場合、車道と同じ左側通行に統一された。（H25.6改正）
  - ・ 安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態（H28.4改正）
  - ・ すべての自転車利用者に対して、ヘルメットの着用が努力義務となった。（R5.4改正）
  - ・ スマートフォン等を手で保持し、自転車に乗りながら通話、画面を注視する行為の禁止。（R6.11改正）

- ・ ながら運転、信号無視、一時停止無視、二人乗りなどの違反行為は取り締まりの対象となる。  
取り締まりの対象は16歳以上、16歳未満の者には原則として指導警告を行う。(R 8. 4改正)
- 公共の場所、公共の乗物、学校、住宅街等における痴漢行為、のぞき見行為、盗撮行為、盗撮準備行為(カメラを人に向けたり設置したりする)、卑わいな言動(\*6)

**(注釈)**

- (\*1) この申し合わせ事項における「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものとします。また、「責任者」とは、保護者が認めた成人とします。
- (\*2) 【フィルタリング機能】  
子どもにとって有害なサイト(大人向けのサイトや危険性のあるサイト)や違法なサイト、また迷惑メール等を閲覧できないようにする機能。  
県条例(第18条の6) インターネット利用環境の整備
  - ・ 保護者等青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たって、その利用により青少年有害情報を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めるとともに、青少年の青少年有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発及び教育に努めなければなりません。
 県条例(第18条の7) フィルタリングサービス不要申出に係る書面の提出等
  - ・ 保護者は、青少年の携帯電話にフィルタリングを利用しない場合、携帯電話事業者(販売店)に、正当な理由を記載した書面を提出しなければなりません。
- (\*3) 県条例(第23条の2) 児童ポルノ等の提供を求める行為等の禁止  
何人も青少年(18歳未満の者)に裸体等の画像等の提供を求めることは禁止されています。
- (\*4) ゲームセンターの多くは、風俗営業で、風適法(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律)や風適条例等の規制を受けています。規制対象のゲームセンターへは、16歳未満の青少年は、午後6時から午後10時までは、保護者同伴でなければ入場することができません。(法等による規制を受けていない施設でも、入場を制限する看板を設置しているところがあります)  
県条例(第19条) 深夜外出の制限
  - ・ 保護者は、深夜(午後10時から翌日午前5時まで)に青少年をみだりに外出させないようにしなければなりません。
  - ・ 何人も、保護者の委託や同意を得る等正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、とどめてはいけません。
 県条例(第19条の2) 深夜における遊技場等への入場禁止等
  - ・ 次の営業を営む者は、保護者同伴の場合を除くほかは、深夜に青少年を客として入場させてはいけません。
 <入場が制限される施設>
  - ① カラオケボックス
  - ② ゲーム機を設置している店舗(風適法で許可されたゲームセンターを除く)
  - ③ インターネットカフェ
  - ④ マンガ喫茶
- (\*5) 正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒その他、人の身体に危害をおよぼすおそれのある物を所持する行為を言います。(軽犯罪法や銃刀法に触れる場合を除く)
- (\*6) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(第2条第2項)  
公共の場所、公共の乗物、学校・オフィス・住宅街等において、正当な理由がないのに、痴漢行為、のぞき見行為、盗撮行為、盗撮準備行為、卑猥な言動をすることは禁止されています。  
なお盗撮行為は、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」にて厳罰化されています。

<参考：インターネット利用のルール(例)>

☆時間に関すること

(例：スマホを夜〇時以降は、使用しない。学習以外のメディアの使用を1時間以内にする。)

☆使用する場所や管理に関すること

(例：スマホを自分の部屋に学習以外の目的で持ち込まない。食事中は使わない。定期的に使用状況を親に報告する。)

☆自分の健康に関すること

(例：連続使用を避け、30分に1回は目を休ませる。運動をしたり、レクリエーションをしたりする時間をつくる。)

## 部活動について

### 四日市市立富田中学校部活動指導方針に準拠する

#### ① 学校部活動への加入について

学校部活動については、生徒の自主的、自発的な加入とします。

3年間同じ部活動に所属することを原則とします。

#### ② 令和8年度の部活動について

<運動部> 男子 卓球 女子 ソフトテニス バレーボール

男女 野球 サッカー バasketボール

<文化部> 男女 吹奏楽 美術 家庭

#### ③ 設置外の活動について

富田中学校に設置されていない競技で中体連主催の大会に参加を希望する場合は、申し出てください。

#### ④ 活動時間について

##### (1) 平日

学校生活のきまりの部活動終了時間までとする。

##### (2) 休日や祭日、長期休業日など

顧問在校の場合のみ、活動することができる。

##### (3) 平日の朝練習 (7:30~8:10)

授業に支障の出ない程度に朝練習を行ってもよい。

ただし、安全確保のため、7:15までは登校せず、7:30からカギをとりに行くこと。

##### (4) 大雨警報発表時

週休日及び休日は午前7時の時点で、朝練習は午前6時の時点で「大雨警報」が発表されている場合、部活動は原則中止とする。

#### ⑤ 服装等

(1) 部活動の服装は、学校の制服か体操服とする。ただし、部活動で定めた服装がある場合は認める。ワンポイントのTシャツは可とする。

(2) 個人で使う道具や用具、および練習試合や協会の試合の旅費等は、個人負担とする。

※ 本校の部活動は「四日市市部活動ガイドライン」に基づいて行われます。

※ 「四日市市立富田中学校部活動指導方針」「四日市市部活動ガイドライン」は、ホームページをご覧ください。

## 生徒会について

生徒会は、全校生徒を会員として民主的に運営され、生徒自身の手によって学校生活をより良く充実したものとすることを目的としています。主な会則は次の通りです。

- ① 生徒議会は、生徒の総意に基づく議決機関として、毎月1回開かれています。
- ② 生徒会本部役員は、会長1名、副会長2名、執行委員4名で、任期は10月からの1年間です。
- ③ 代議員は、各学級の学級委員2名が代行して各学級の意見を生徒議会に持ち寄ります。
- ④ 専門委員会は、毎月1回の定例会を設け、以下の例のような定例活動・特別活動を行います。また、学級委員は生徒議会にも出席します。

委員会	主な活動内容
福祉委員会	ミルクパック点検・募金活動等
保健委員会	健康観察・手洗い石鹸補充・教室換気・昼の放送・保健だより作成等
図書委員会	図書室の開室・学級文庫管理・図書活動の推進等
広報委員会	朝と昼の放送・体育祭アナウンス・掲示板管理等
美化委員会	温度湿度管理・掃除用具点検・大掃除の取り組み
生活委員会	ベル席、戸締り点検・自転車点検・消火器、安全点検
学級委員	専門委員会の翌日に生徒議会を行います。

〈生徒会本部役員の主な取り組み〉

対面式 中体連三泗地区大会・三泗駅伝壮行会 体育祭 文化祭  
街頭啓発活動（社会を明るくする活動） 離任式

## 通学について

### (1) 通学路は以下の通りとする。

交通量が多い下図の2本の道路については、横断する交差点を下記A B C Dのみに限定します。他での横断は禁止します。(徒歩通学・自転車通学共通)

- ① 国道1号線は、**富田中学校口**信号交差点(左図のA)と**近鉄富田駅口**信号交差点(左図のB)の2ヶ所で横断すること。
- ② 十四川と交差する広い市道は、信号交差点(右図のC:十四川交差点、右図のD:シャトレーゼ前交差点)で横断すること。



### (2) 通学は、原則として徒歩通学とする。

### (3) 自転車通学について

下記の区域については、許可願いを提出し、許可を得て自転車通学することができる。

- 許可区域・・・北いかるが町、四五六町、丸の内3区、西富田町
- 自転車通学の規定

※雨天の場合は、雨ガッパを使用する(雨ガッパの指定はありません)。傘差し運転禁止。

※安全規格に適合したヘルメットを着用する。また、あごひもをしっかりとしぼって着用する。

- 通学に使用する自転車の規定

- ① 変速は6段以内とする。
- ② ドロップハンドルは禁止とする。
- ③ 前照灯やテールランプ以外の付属品(飾り物)はつけない。
- ④ 荷台がついているもの。
- ⑤ ベル、ブザーがついているもの。
- ⑥ カギがきちんとかけられるもの。
- ⑦ 自転車通学許可証を自転車後部につけること(自転車通学許可証は入学後に配付します。)

※通年使用は赤色、長期休業中は青色。

※卒業時には自転車通学許可証をはがすこと。



安全規格の例

⑧ 次の点検項目に適合していること。

○ 点検項目（毎学期、定期的に生活委員が中心となって自転車点検を行います。）

- ① 車体（フレーム）に変形はないか。
- ② ハンドルやサドルの高さは適当か。（乗った時に、きちんと両足が地面につく高さ）
- ③ ブレーキは、前輪・後輪ともよくきくか。
- ④ ベル・ブザーはよく鳴るか。
- ⑤ ライトはつくか。
- ⑥ 後部に反射器がついているか。
- ⑦ 後部にラベル（許可シール）がついているか。
- ⑧ 荷台はあるか。（荷台を変形させていないか）
- ⑨ ヘルメットのひもはきちんと締められるか。
- ⑩ タイヤはすり減っていないか。
- ⑪ カギはきちんとついているか。

○ 自転車通学許可の取り消し（次の場合、自転車通学を一時または無期限に取り消す場合がある。）

- ① 上記の自転車点検において、不備を直そうとしない場合。
- ② ヘルメットをきちんと着用しない場合。
- ③ 危険な乗り方をする場合。（二人乗りや傘差し運転 等）

#### (4) 長期休業中の自転車通学について

許可願いを提出し許可を得れば、長期休業中（夏休み・冬休み・春休み）に限り、自転車通学を認めます。（入学後に案内をします。）

○ 許可区域・・・北いかるが町、四五六町、丸の内3区、西富田町以外の生徒

※ “自転車通学の規定” “通学に使用する自転車の規定” “点検項目” “自転車通学許可の取り消し” については、(3) 自転車通学と同じとする。

（ただし、長期休業中に使用する自転車は荷台がついていなくてもよい。）

#### (5) 個人賠償責任補償のある保険への加入のお願い

自転車通学においては、時には加害者としてご家庭に賠償責任が問われる事もあります。そのようなときのために個人賠償責任補償のある保険にご加入下さい。（2021年より義務化）

例えば、「三重県PTA子ども総合保障制度」（年度当初に案内を配付します。）、「TSマーク制度」（日本交通管理技術協会に登録された自転車安全整備店で点検または整備を行うと、賠償責任・傷害保険付のTSマークを貼付される。）があります。

#### (6) ヘルメットの貸し出しについて

2023年4月の改正道路交通法の施行に伴い、すべての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務化されました。したがって、令和6年度より部活動等で自転車を使用する際のヘルメットの貸し出しを原則行いません。

## 警報等の発表・解除された場合の登校について

春暖の候、皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃は本校の教育にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、警報等が発表・解除された場合について、市のガイドラインの変更がありましたので、下記の通りに対応します。各家庭におかれましても、下記の基準に従って判断していただきますようお願いいたします。

※HPにも同様の内容が掲示していますのでご覧ください。

記

### 1 暴風警報・暴風雪警報、大雪警報に対する対応

発表された場合		解除された場合	
時刻	対応	時刻	対応
7:00まで	自宅待機(注1)	7:00まで	通常通り登校(注2) 大雪警報 積雪の状況を判断し必要な措置をとる(注3)
登校後	学校で状況を判断し、必要な措置をとる(注4)	7:00を経過	臨時休校

#### (注1)自宅待機の際の留意点

保護者が家庭にいない場合は、日頃から最寄りの知人等に保護をお願いしておいてください。

#### (注2)登校の際の留意点

通学路の安全を確認し、平常通り授業が実施に努めます。ただし、解除後も災害が著しいなど、登校に危険が予想される場合は、学校の判断で臨時休校・登校時間を遅らせるなどの措置をとります。

#### (注3)大雪警報発表時の対応

暴風警報と異なり、大雪の場合は大雪警報が解除された後も積雪の状況により登校が困難な場合(学校の敷地内の適切な場所を観測地点として、その場所の積雪量が一定基準(大雪警報に準じて20センチメートル程度)に達する場合は臨時休校とします。

#### (注4)学校で状況を判断し、必要な措置をとる際の留意点について

- 暴風警報・暴風雪警報・大雪警報の場合⇒以下の点をふまえ、帰宅・学校待機・避難などを判断します。
  - ①通学路における危険箇所の安全、周辺の風雨の状況、災害の状況を確認します。なお、平素よりこのような場合を想定し、危険箇所をリストアップし、対応を協議しておきます。
  - ②通学路周辺の民家、在宅保護者から、通学路状況等の安全について情報提供を求めます。
  - ③保護者への引き渡しを行う場合は、事前に提出していただいている「家庭環境調査表」を用いて、生徒の引き渡しを行います。特に支援を要する生徒については配慮します。
- 台風の進路等で暴風警報発表が予想される場合は、速やかに帰宅させることがあります。
- 台風の予想進路等状況によっては、翌日の臨時休校等の措置を行う場合があります。

## 2 特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)、大津波警報、津波警報、震度5強以上の地震発生に対する対応

発表された場合	
時刻	対応
登校前	<b>臨時休校</b> ○登校はせず、市災害対策本部など、公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努める。(ただちに命を守る行動をとる) (具体的には) ・周囲の状況に注意して速やかに避難場所へ ・外出が危険な場合は家の中の安全な場所へ(大雨(浸水害)・大雨(土砂災害)・津波・高潮以外)
登校後	<b>学校待機</b> ○生徒の身の安全を確保するとともに、避難場所への速やかな誘導や校内の安全な場所への移動など、措置をとる。(ただちに命を守る行動をとる)(注5) ※保護者と緊密な連絡をとる等適切な処置をとり、安全確保の上で出迎えの保護者に引き渡す。

※特別警報解除後(翌日以降)は、周囲の状況に注意して登下校を行いますが、状況に応じて、臨時休校の措置をとる場合もあります。

※登校後に特別警報が解除された場合は、その後の気象状況等の情報を収集するとともに、通学路等周囲の安全を十分に確認の上、保護者の出迎えなどを含めた下校措置等の適切な処置をとります。

### (注5)【震度5強以上の地震発生の場合】

ただちに身の安全の確保に努め、保護者の出迎えがあるまで学校待機の措置をとります。

ただし、津波の発生が予測される場合は、くるべ官衙遺跡への避難措置を行います。

### 【特別警報の創設による地震初動警報体系】

気象庁からは、「緊急地震速報を発表する条件」は「最大震度が5弱以上と予想された場合」となっており、そのうち、特別警報に位置づけられる緊急地震速報は、「震度6弱以上」となっています。

(注5)の対応は、震度5強以上について該当するものとしますが、それ以外でも緊急地震速報の場合は、十分に情報を収集し、周囲の状況に即応して上記に準じた適切な措置をとることとします。

### 【津波(大津波)警報の場合】

- ① 生徒を安全性の高い場所(教室棟の3階以上または久留倍官衙遺跡)に移動させ、安全を確保します。
- ② 市災害対策本部から新しい指示がある場合は、教育委員会より「防災行政無線(移動系)」「防災用緊急電話連絡網」「学校掲示板」「C4th Home&School」等でその対応について連絡します。
- ③ 生徒の下校については、保護者の出迎えがあるまで学校待機をとり、保護することを原則にします。また、津波(大津波)警報発表時には、津波浸水区域にある学校は、警報が解除されるまでは引き渡しを行いません。引き取りに来た保護者の方も一緒に避難をします。下校させる際は、市災害対策本部の情報をもとに教育委員会と相談し、その安全性に十分な配慮をします。

なお、津波(大津波)警報発表時の対応については、次の地区の学校を対象とします。

(本校は、四日市市が発表している津波避難マップにより、津波浸水の可能性のある地区です)

**富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、中部、塩浜、日永、楠**

※ 対象地区外であっても、十分に情報を確認し、公的機関の指示に従うこと。

#### 【津波注意報の場合】

- ① 臨時休校とはなりません。
- ② 沿岸部等で課題活動を実施している場合には、海岸近くから離れる等、安全を確保してください。

#### 【登校後に発表された津波(大津波)警報が、津波注意報に変更された場合】

- ① 教育委員会が、市災害対策本部（危機管理課）と現状についての確認を行います。それらの情報及び対策を「防災行政無線（移動系）」「防災用緊急電話連絡網」「学校掲示板」「学校保護者連絡システム（Home&School）」等で、各学校に連絡をします。
- ② 下校時間になり、児童生徒を下校させる際は、「1 暴風警報・暴風雪警報に対する対応」の場合に準じます。

### 3 大雨や洪水などの気象に関する警報、記録的短時間大雨情報、大雪注意報、竜巻注意情報、雷注意報等の対応（「1」「2」以外）

周辺地域の状況を的確に把握し、校長の裁量により、上記1、2に準拠して生徒の安全確保のため必要な措置をとります。この場合も、教育委員会との連絡、調整に努めます。

#### 【大雪注意報】

積雪により登校が困難な場合は、「大雪警報に対する対応」に準じ、臨時休校等の措置をとります。

#### 【土砂災害警戒情報】

土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）等が発表された場合、特に洪水浸水想定区域（本校は該当）及び土砂災害警戒区域にある学校については、洪水時の避難確保計画及び土砂災害に関する避難確保計画に記載した避難誘導に関する事項にもとづき、生徒の安全確保のための必要な措置をとります。四日市市から避難情報が発令された場合は、速やかに事前に定めてある避難場所へ避難する等の対応をとります。

#### 【各種注意報・警報等】

各種注意報・警報等についても、十分に情報を収集し、周囲の状況に応じて、適切な措置をとります。

#### 中学校 「大雨警報」発表時における部活動での安全確保について

（令和2年10月 市教委通知より）

##### 1 週休日及び休日

午前7時の時点で「大雨警報」が発表されている場合、部活動は原則中止とする。

なお、活動中に「大雨警報」が発表された場合、管理職へ連絡して気象情報等をもとに状況を判断し、速やかな下校や学校での待機等、生徒の下校時の安全確保を優先して、必要な措置をとる。

##### 2 朝練習

午前6時の時点で「大雨警報」が発表されている場合、生徒の通学における安全確保のため、部活動の朝練習は中止とする。また、「大雨警報」が発表される可能性がある場合、事前に朝練習の中止を決定する。

特に、月曜日の朝練習の実施については、週休日等に生徒への連絡が困難になることから、悪天候が予想されるときは、すべての部活動で朝練習を実施しないことを原則とし、できる限り金曜日の時点で、生徒への周知を図る。

#### 4 熱中症特別警戒アラート(熱中症特別警戒情報)発表時における対応

熱中症特別警戒アラートが三重県に発表された場合  
※前日の14時頃に発表されます。

### 臨時休校(四日市市内全公立小中学校)

※臨時休校をお知らせする通知は本市教育委員会より Home&School にて行います。

#### 《熱中症特別警戒アラート(熱中症特別警戒情報)発表の流れ》

例

三重県内全ての『暑さ指数情報提供地点』〔注1〕において、7月9日の最高暑さ指数(WBGT値)〔注2〕が3.5に達すると予想される場合

- 7月8日の14時頃：環境省から発表

→『7月9日 熱中症特別警戒アラート』

※Home&School にて臨時休校を通知します。

↓三重県では県内12か所

- 7月9日：臨時休校(市内全公立小中学校)

※熱中症特別警戒アラートは一日中(0:00~23:59まで)

継続されます。途中で解除されることはありません。

※〔注1〕県内に12か所設置されている。〔注2〕気温とは異なる。湿度、気温、周辺の熱環境の3つを取入れた指標。

#### 【休校中の留意点について】

保護者が家庭にいない生徒や冷房設備のない家庭については、最寄りの知人等に保護をお願いしてください。また、避難施設を、平素から保護者の方で確認しておいてください。

#### 【参考】「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の開放について」

四日市市では、熱中症特別警戒アラート発表時に暑さを一時的にしのご場所として、「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」を開放します。ご利用を検討される場合は、四日市市ホームページにてご確認ください。(下記URL・QRコードより閲覧できます)

【四日市市ホームページ】「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定について」

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1715759349155/index.html>



#### 5 伊勢・三河湾に、津波注意報が発表された場合の対応

市教育委員会が、市災害対策本部と現状についての確認を行います。それらの情報及び対策を「防災行政無線(移動系)」「防災用緊急電話連絡網」「四日市市学校保護者連絡システム(Home&School)」「文書連絡機能」で、各学校に連絡をします。それを参考に生徒の安全を確保します。

## 6 弾道ミサイルが飛来した場合の対応

### 【三重県にJアラート等を通じて緊急情報発信があった場合】

- ① 登校前に緊急情報が発信された場合は、自宅待機とします。  
「学校保護者連絡システム（Home&School）」等ですぐに保護者の方への連絡を行うことが困難です。  
また、授業の実施等については、安全の確保ができたと判断されたのち、市から「学校保護者連絡システム（Home&School）」等による一斉配信等により連絡します。学校は、登校時の安全を確認し、授業実施に向けた対応を速やかに行います。
- ② 在校中に緊急情報が発信された場合は、生徒に迅速な避難行動（近くの建物に避難する、地面に伏せて頭部を守るなど）を指示します。

### 【弾道ミサイルが着弾した場合】

周辺地域の被害状況の把握とともに、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部（危機管理課）等から出される情報の収集をします。

今後、予測される状況に応じて生徒の安全確保のための必要な措置をとるものとし、生徒を下校させる場合には、必要に応じて保護者へ生徒の引き渡しを行います。

- ① 市内及び近隣市町に着弾した場合は、「臨時休校」の措置をとります。
- ② 在校中に学校の近くに着弾した場合には、速やかに生徒の安否を確認するとともに、必要に応じて保護者への安否情報の伝達等を行います。また、学校施設の被害状況を確認します。

《参考》国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp>

## 7 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応

気象庁が、「南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合」と、「観測された異常な現象の調査結果を発表する場合」に、南海トラフ地震臨時情報を発表します。

### 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき

- ・ 注意対応を取りながら学校活動を継続します。ただし、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況によっては、下校や休校の措置を講じる場合もあります。

調査の結果によって、下記の（１）～（３）の対応を取ります。



- （１）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき  
市内全ての公立小学校・中学校を1週間臨時休校となります。⇒登校後は保護者引き渡し
- （２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき  
・ 注意対応を取りながら学校活動を継続します。⇒状況により下校や休校もあり
- （３）南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき  
・ 平常の学校活動を継続します。

### お願い

- ・ 緊急の場合は、「Home&School」の配信をする予定です。しかし、配信不能になる場合も考えられます。津波や洪水のおそれがあり学校内での避難では危険な場合は、学校から「くるべ官衙遺跡」へ避難を行うことを覚えておいてください。
  - ・ 災害発生時は、電話が混み合うことが予想されます。学校への電話での問い合わせは極力ご遠慮ください。
  - ・ 登下校に関しては、テレビやラジオ報道や近隣の情報など十分注意して判断し、安全をご確認ください。
- 富田中学校 電話059-365-4118

## 欠席・出席停止・忌引きについて

- ① 病気欠席 病気・けがによる欠席（事故による入院を含む）  
事故欠席 病気欠席以外の欠席で出席停止に当たらない欠席
- 1) 家族旅行や家族の都合により欠席する場合
  - 2) その他
- ② 出席停止 出席にも欠席にもなりません。
- 1) 学校保健安全法に定められた感染症に感染した場合
  - 2) 集団風邪等での学級閉鎖
  - 3) 性行不良等で教育委員会より命じられた場合
- 臨時休業 授業日にならず、授業日数に含めません。
- 1) 非常変災（台風、水害、地震等）による休校
  - 2) 集団風邪等による学校閉鎖、学年閉鎖
- ③ 忌引き 親族、姻族の逝去により登校を要しない場合
- 1) 父または母 7日
  - 2) 祖父母、兄弟姉妹 3日
  - 3) 伯叔父母 1日
  - 4) 曾祖父母等妥当と判断される場合 1日

※学校教育活動に位置づけていないスポーツ・文化活動の大会等への参加（中体連の主催大会も含む）で欠席する場合は、大会要項の提出が必要です。

## 学割証について

保護者随伴の旅行や、教育活動等の旅行の際に、旅客鉄道株式会社（JR各社）や近畿日本鉄道等の営業キロで片道100キロメートルを超える区間を乗車する場合に、運賃が割引になる制度です。割引率は2割で、乗車券のみに適応されます。（特急券等は対象外です。）

発行を希望する際は、担任に申し出てください。所定の用紙（学割申請書）をお渡ししますので、必要事項を記入の上担任まで提出してください。急な申請の場合、事務処理ができないことがありますので、必要な日の1週間前までに申請してください。

## 物品の取り扱い先について

- 制服 —— 標準の学生服・指定のセーラー服 四日市市中学校共用制服  
まるきち (四日市市富田3丁目4-15 TEL 365-0202)  
齋木洋服店 (四日市市堀木2丁目5-13 TEL 353-5411)  
イオン外商部 (四日市市尾平 イオン四日市尾平店3階 TEL 334-0292)  
洋服の青山 (四日市市生桑町字川原崎207-15 TEL 332-8081)
- 体操服 —— 指定の体操服 (夏・冬用)  
体育館シューズ —— 指定  
上履きスリッパ —— 指定  
マルヨスポーツ (富田1丁目23-16 TEL 365-0836  
携帯090-3157-2880)
- ウインドブレーカー —— 指定  
まるきち (四日市市富田3丁目4-15 TEL 365-0202)
- 自転車通学用ヘルメット  
ヘルメットの指定はありません。各自で選択購入してください。

## 学校集金について

毎月1日(5月～2月)に教材費と旅行積立・学校納付金、口座振替手数料を合わせた金額を指定されました口座から引き落としします。

(令和7年度はおおむねひと月あたり1年生は6,555円、2年生は6,455円、3年生は5,055円)  
残高不足などで口座振替できなかった場合は、現金集金になります。

四日市市内の小学校から進学されるご家庭は、小学校で口座振替に指定された口座をそのまま中学校でも継続して使用しますので、手続きの必要がありません。四日市市外から転入される方は口座振替の手続きが必要ですので、申し出てください。

また、年度途中での口座の変更等はその都度、担任に申し出てください。振込口座を指定されない方は、毎月現金で徴収することになります。

詳細は4月中旬に「学校集金のお知らせ」のプリントを配付しますので、ご覧いただきますようお願いいたします。